

地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書

交付申請者

住 所

氏 名

交付申請者管理コード

— — — — —

対象畑作物名	地域の基準単収 ①	地域の基準単収の2分の1 ②=(①÷2)	数量払の交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④	交付申請者の当年産の単収 ⑤=(③÷④)	規格外数量及び規格外相当数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	a	m ²	kg/10a

交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由について、以下の1～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。

また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

1. は種の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- その他

2. 生産・収穫の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- その他

3. 出荷・販売の段階における理由

- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。
※最低重量を確保できなかった理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。
※品質の低下等の理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- その他

4. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の（5）に準じて、これを満たす場合）
- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象畑作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

5. 1～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

- 以下のとおり、改善措置を講じた。
- 改善措置を講じていない。（当年産における理由について、前年産と同一の内容が含まれる場合、面積払は返還又は交付をしないこととなります。）

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

(記載上の留意事項)

- 注1： 本様式は、畠作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱IVの第1の1の(2)の③の才の(才)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積（又は営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合に作成してください。
なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畠作物が複数ある場合は対象畠作物の種類ごとに作成してください。
- 注2： 地域の基準単収の2分の1は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目は小数点第一位を四捨五入で整理してください。
- 注3： 交付申請数量の項目は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量（数量払の対象外となった数量）がある場合には、その数量を記載してください。
- 注4： 理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa～dのすべてを提出することが必要です。
また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。
- a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類
※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。
- ① 自然災害の場合：
・ 農作物共済の支払書類等
・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真
・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真
・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等
- ② 新たな生産技術の導入による場合：
・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類（農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- ③ 交付申請者の体調不良等の場合：
・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等
- b 適切な生産が行われていたことが分かる書類
・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等
- c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類
・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類
・ 改善指導通知の写し
・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- e その他書類
※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。
・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等
・ 農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

(参考) 経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の1の(5)の⑤

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることとします。
- ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること
- イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること
- ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること